

年 月 日

多賀城市長 殿

住所

氏名

多賀城市空き家バンク物件登録申込書

多賀城市空き家バンク実施要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨を理解し、要綱第4条第1項の規定により、次のとおり多賀城市空き家バンクへの物件の登録を申し込みます。

1 媒介業者の選択

市と協定を締結する公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会宮城県本部の会員である協力事業者に依頼します。

※いずれかを選択

☐ 次の協力事業者

事業者名

☐ 市が指定する協力事業者

2 同意事項

- (1) 登録した空き家の情報の一部（所在地、物件の概要及び写真）について、多賀城市のホームページ等で一般に公開されることに同意します。
- (2) 申請内容を確認するため、市が現地調査や空き家等に係る課税資料等を閲覧することに同意します。

3 誓約事項

- (1) 多賀城市空き家バンク物件登録カード（様式第2号）の記載内容に偽りはないことを誓約します。
- (2) 利用希望者との交渉及び契約等を通じて得た情報については、空き家バンクの目的に従って利用し、他の目的に利用しないことを誓約します。
- (3) 多賀城市暴力団排除条例（平成24年多賀城市条例第31号）第2条第4号に規定する暴力団員等ではないことを誓約します。
- (4) 交渉、契約等に関して市は一切関与しないことを理解し、交渉、契約等において発生したトラブル等については、当事者間で解決することを誓約します。

<注意事項>

- 1 多賀城市では空き家の売買又は賃貸借に関する交渉及び契約の媒介行為は行いません。
- 2 登録物件の売買又は賃貸借に関する交渉及び契約については、協力事業者に媒介を依頼することになります。媒介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。
- 3 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、申込みされた個人情報、本事業の目的以外の用途に使用しません。

添付書類	☐ 多賀城市空き家バンク物件登録カード（様式第2号） ☐ 本人確認書類（運転免許証等） ☐ （申請者が所有者と異なる場合）委任状 ☐ 土地、建物の全部事項証明書 ☐ 公図の写し ☐ 土地及び建物が共有名義の場合又は土地及び建物の所有者が異なる場合、空き家バンクに登録することについての共有者全員の同意書
------	--